○国立大学法人埼玉大学教育機構キャリアセンター規程

〔令和４年３月17日
規則第３３号〕

改正　令和４．3.28　３規則70　令和５．7.27　５規則20
令和６．2.15　５規則48　令和７．3.27　６規則49

（趣旨）

第１条　この規程は、国立大学法人埼玉大学教育機構規程第４条第２項の規定に基づき、教育機構キャリアセンター（以下「キャリアセンター」という。）に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第２条　キャリアセンターは、本学における学生のキャリア形成及び就職活動を総合的に支援するための全学組織として、企業、自治体等地域社会との連携を推進し、学生の主体的なキャリア形成の醸成を図ることを目的とする。

（業務）

第３条　キャリアセンターにおいては、次に掲げる業務を行う。

(1) キャリア教育に関する企画及びその実施に関すること。

(2) インターンシップに関する企画及びその実施に関すること。

(3) 就職支援に関する企画及びその実施に関すること。

(4) 学生のキャリア形成及び就職支援に関する自己点検・評価及び改善に関すること。

(5) その他キャリアセンターの目的を達成するために必要な事項

（組織）

第４条　キャリアセンターは、次の教職員をもって構成する。

(1) センター長

(2) 副センター長

(3) 兼任教員

(4) スーパーバイザー

(5) その他学長が必要と認めた教職員

（センター長）

第５条　センター長は、基盤教育研究センターの教育・研究担当を命ぜられた教員のうちから、学長が委嘱する。

２　センター長は、キャリアセンターの業務を統括する。

３　センター長の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（副センター長）

第６条　副センター長は、国立大学法人埼玉大学教育機構規程第６条第１項に規定する事務職員の副機構長をもって充てる。

２　副センター長は、センター長の職務を補佐するとともに、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

（兼任教員）

第７条　兼任教員は、各学部副学部長をもって充てる。

（スーパーバイザー）

第８条　スーパーバイザーは、第３条第１号から第３号及び第５号に規定する業務を総括し、指揮する。

（キャリアセンター会議）

第９条　キャリアセンターに、キャリアセンターの運営及び業務の遂行に関する事項を審議するため、キャリアセンター会議を置く。

（審議事項）

第１０条　キャリアセンター会議は、第３条に掲げる事項について審議する。

（構成）

第１１条　キャリアセンター会議は、第４条に掲げる委員をもって組織する。

（会議）

第１２条　キャリアセンター会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

２　議長は、キャリアセンター会議を招集し、これを主宰する。

３　キャリアセンター会議は、委員の３分の２以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

４　議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第１３条　議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（事務）

第１４条　キャリアセンターの事務は、全学教育課の協力を得て学生支援課において処理する。

（雑則）

第１５条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この規程は、令和４年４月１日から施行する。

２　国立大学法人埼玉大学教育機構統合キャリアセンターＳＵ規程(平成 27 年規則

第 71 号）は、廃止する。

附　則（令和４．3.28　３規則 70）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５．7.27　５規則 20）

この規程は、令和５年７月 27 日から施行する。

附　則（令和６．2.15　５規則 48）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和７．3.27　６規則 49）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。